

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討表について

検討表の掲載事項について

(1) リスク管理の対象

①化学物質等名

②食品群等：有害化学物質等が含まれると考えられる食品群等（農産物、畜産物、水産物、加工食品、飼料）を記載した。

(2) 国内外の動向（概要）

基礎情報として、当該有害化学物質等に関する情報の有無を、下記のように整理した。

①リスク評価【全食品群等共通事項】

a) 国内

- ◎：食品安全委員会がリスク評価済
- ：食品安全委員会がリスク評価を実施中もしくはリスク評価予定
- －：上記のいずれにも該当しない

b) 国際・外国

- ◎：JECFA 等による国際的な毒性等の評価を実施済
- ：国際的な評価の予定
- △：外国の政府機関が評価済
- －：上記のいずれにも該当しない

②含有実態把握（ばく露実態の把握を含む）【食品群等個別事項】

a) 国内（関係省庁）

- ：10 年以内に日本国内における主要な品目についての実態を把握・公表済
- △：調査中の場合。予備調査などにより一部の地域や限られた品目のみしか実態を把握していない場合。もしくは、10 年以上前に実態を把握したがそれ以降に調査していない場合。
- －：上記のいずれにも該当しない

b) 外国

- ：主要国のうち 2 カ国以上で実態を把握・公表済み
- △：主要国のうち 1 カ国で実態を把握・公表済み又は調査中
- －：上記のいずれにも該当しない

③低減対策（排出源対策を含む）【食品群等個別事項】

a) 国内（関係省庁）

- ：危害要因の汚染防止・低減対策を実施済
- △：危害要因の汚染防止・低減対策を検討中
- －：危害要因の汚染防止・低減対策を未検討

b) 国際（コーデックス委員会等）

- ：危害要因の汚染防止・低減対策を実施済
- △：危害要因の汚染防止・低減対策を検討中

－：危害要因の汚染防止・低減対策を未検討

④基準値【食品群等個別事項】

a) 国内

○：設定済

△：検討中

－：未検討又は検討した結果設定を見送り

b) 国際（コーデックス委員会）

○：設定済

△：検討中

－：未検討又は検討した結果設定を見送り

c) 外国

○：主要国のうち2カ国以上、又はEUで設定済

△：主要国のうち1カ国で設定済又は検討中

－：上記のいずれにも該当しない

（3）国内外の動向（詳細）

国内の関係府省等や、国際機関及び諸外国政府等におけるリスク管理やリスク評価の動向について記載した。

（4）関係者アンケートでの主なコメント

関係者へのアンケートでの、主な意見・情報を記載した。

（5）農林水産省のリスク管理の成果

これまでの農林水産省のリスク管理の成果を記載した。

（6）現状における課題等

上述の（2）～（5）の事項を基に、現状における、リスク管理やリスク評価等に関する想定される課題や現時点で不足している知見や情報を記載した。

（7）農林水産省が今後5年間で優先的に実施すべき事項

（6）で整理した現状における課題等を受けて、含有実態の調査、低減対策の策定・普及、低減対策の効果検証など、農林水産省が今後5年間で優先的に実施すべき事項を記載した。

（8）優先度の検討規準による評価

別紙の「農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討規準」により、食品安全を確保する観点（毒性、含有実態、ばく露（危害要因の摂取量）の推定及び国内におけるリスク管理の取組状況）、関係者の関心の程度、国際的動向（リスク評価及びリスク管理の取組状況）の各規準について、H、M、Lのいずれかに分類、評価し、以下の配点に従い、合計点を計算した。

①食品安全を確保する観点				②関係者 の関心の 程度	③国際的動向	
危害要因		c) ばく露 の推定	d) リスク管 理の取組		a) リスク 評価	b) リスク 管理
a) 毒性	b) 含有実態					
H : 5	H : 5	H : 5	H : 3	H : 9	H : 5	H : 5
M : 3	M : 3	M : 3	L : 1	M : 5	M : 3	M : 3
L : 1	L : 1	L : 1		L : 1	L : 1	L : 1

(9) 優先リスト（案）

(8) の検討規準により、総合的に優先度が高いと判断した危害要因について、農林水産省が実施すべきリスク管理の内容に応じて、分類を記載する。

総合的に優先度が低いと判断した危害要因については、優先リストへの掲載の対象外の意味で「-」を記載する。

なお、総合的に優先度が低いと判断した危害要因であっても、(7) に記載の内容に沿って、必要なリスク管理を実施する。

・分類Ⅰ：食品の安全性向上のためのリスク管理措置を導入済であり、当該措置の有効性の検証及び措置の見直しを実施

農林水産省が、過去の実態調査の結果からリスク管理措置を導入すべきと判断し、汚染の防止、低減のための指針の策定など何らかの措置を導入したものが該当する。各種情報、データの収集を継続するとともに、リスク管理措置により、有害化学物質の濃度が低く保たれているか等、最新の実態に基づき当該措置の有効性を検証し、措置を継続又は見直す。

・分類Ⅱ：食品の安全性向上のためのリスク管理措置の必要性を検討するとともに、必要かつ実行可能な場合にリスク管理措置を実施するため、含有実態調査やリスク低減技術の開発等を実施

農林水産省が、過去の実態調査の結果やリスク評価の結果等からリスク管理措置の必要性を検討すべきと判断したものが該当する。摂取寄与が高いと考えられる食品を中心に詳細な実態を調査し、予備的な健康リスクの推定を行う。国内におけるリスク評価で得られた毒性指標値(国内評価がない場合には国際機関による評価を参考)等を参考にする。リスク管理措置は、標準手順書「5. リスク管理措置の策定」に基づき、発生する可能性がある他の食品安全上のリスク、技術面、財政面での実行可能性、健康リスクと便益との関係等を考慮の上で検討、策定する。

・分類Ⅲ：危害要因の毒性や含有実態等の関連情報を収集

国内外における含有実態等の関連情報を収集し、どのようなデータが不足するかを検討、特定し、必要に応じて、含有実態の調査、汚染機序の研究及び分析法の開発等を行い、不足しているデータの取得に向けた取組を進める。

・ - (対象外)：農林水産省によるリスク管理の優先度が低いと考えられる危害要因

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討規準

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害化学物質を分類する。

(1) 食品安全を確保する観点(リスクベース)

1) 危害要因の毒性

- H : 耐容摂取量 (TDI 等) や急性参考用量 (ARfD) などの健康影響に基づく指標値 (以下「HBGV」という。) が小さく、不可逆的な影響がある。
- M : HBGV は中程度であり、不可逆的な影響がある。HBGV は小さいが、影響は可逆的である。または、現時点で、十分な情報がない。
- L : HBGV が大きい。または、HBGV は中程度であるが、影響は可逆的である。

2) 危害要因の含有実態

日本における農林水産物／食品中の含有実態から判断

- H : 含有濃度が高く、複数の食品群に含まれる。または、含有濃度が中程度であるが、多数の食品群に含まれる。
- M : 含有濃度が中程度であり、複数の食品群に含まれる。含有濃度が高いが、単一の食品群にのみ含まれる。含有濃度が低いが、多数の食品群に含まれる。または、現時点で、十分な情報がない。
- L : 含有濃度が低く、含まれる食品群が限られている。または、含有濃度が中程度であるが、単一の食品群にのみ含まれる。

3) ばく露(危害要因の摂取量)の推定

日本におけるばく露評価、或いは毒性及び含有実態から推定

- H : 経口摂取量が多い (例えば、平均的なばく露が耐容摂取量の 1 割以上など)。または、食中毒など急性毒性による健康被害の報告が例年複数ある。
- M : 経口摂取量が中程度 (例えば、平均的なばく露が耐容摂取量の 100 分の 1 以上 1 割未満)。食中毒など急性毒性による健康被害の報告が稀にある。または、現時点で、十分な情報がない。
- L : 経口摂取量が少ない (例えば、平均的なばく露が耐容摂取量の 100 分の 1 未満)。または、食中毒など急性毒性による健康被害の報告が確認されていない。

4) 国内における食品または飼料のリスク管理の取組状況

- H : 実施規範または基準値を、策定済または策定に向けて検討中。

- L : 現時点で、実施規範または基準値の策定予定がない (基準値の設定について検討や審議が行われ、現時点では不要と判断されたものを含む)。

(2) 関係者の関心の程度

生産者・食品事業者、消費者、地方自治体、研究者等の関係者を対象としたアンケート調査の結果やリスクコミュニケーションを通じた関係者の意見等に基づき、危害要因ごとに H、M、L の 3 段階で分類

- H : 相対的に関心の程度がとても高い。

- M : 相対的に関心の程度がある程度高い。

└：上記のいずれにも該当しない。

（3）国際的動向

1) リスク評価の取組状況

以下の事項について、次に示す規準により判断

- FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討

- 海外におけるリスク評価の取組状況

H：国際機関で評価済みまたは検討中である。

M：一部の国・地域で評価済みである。

└：上記のいずれにも該当しない。

2) リスク管理の取組状況

以下の事項について、次に示す規準により判断

- コーデックス委員会食品汚染物質部会 (CCCF) 等における実施規範や基準値作成の検討

- 海外におけるリスク管理の取組状況

H：国際機関でリスク管理措置が決定済みまたは検討中である。

M：一部の国・地域でリスク管理措置が決定済みである。

└：上記のいずれにも該当しない。